

社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会の開催について

平成 22 年 11 月 9 日

内閣官房長官決裁

平成 23 年 1 月 12 日

一 部 改 正

平成 23 年 1 月 21 日

一 部 改 正

1. 政府及び与党における社会保障改革の検討事項のうち、政府として、社会保障・税に関わる番号制度の導入を検討するため、社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会（以下「実務検討会」という。）を開催する。

2. 実務検討会の構成員は、次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。

座 長	社会保障・税一体改革担当大臣
座長代理	内閣官房長官の指名する内閣官房副長官
委 員	内閣官房長官の指名する内閣府副大臣
	総務大臣の指名する総務副大臣
	法務副大臣
	財務大臣の指名する財務副大臣
	厚生労働大臣の指名する厚生労働副大臣
	経済産業大臣の指名する経済産業副大臣
	内閣官房長官の指名する内閣府大臣政務官
事務局長	内閣官房長官の指名する内閣官房参与

3. 実務検討会の庶務は、内閣府の助け並びに総務省、法務省、財務省、厚生労働省及び経済産業省の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. その他、実務検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。